

## 仕 様 書

### 1 需給場所

安城市社会福祉会館ほか 7 施設（以下「対象施設」という。）で、別紙 1 のとおり。

### 2 仕様

#### (1) 電力供給条件（各施設とも）

- ア 電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧 6, 600 ボルト
- ウ 計量電圧 6, 600 ボルト
- エ 標準周波数 60 ヘルツ
- オ 受電方式 1 回線受電

#### (2) 契約電力及び予定使用電力量

##### ア 契約電力

別紙 2 のとおり。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

##### イ 予定使用電力量

別紙 2 のとおり。（数値は、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月の実績値であり、月別予定使用電力量は、同数とし、入札書に反映すること。）

##### ウ 力率

各施設とも 100 パーセント（平均）

#### (3) 電力供給期間

令和 6 年 4 月 1 日（0：00）から令和 7 年 3 月 31 日（24：00）まで

#### (4) 需給地点

需給場所構内に安城市が設置した区分開閉器電源側接続点

#### (5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

#### (6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

#### (7) 電力量等の計量

- ア 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計算される値をいう。）及び力率の計量は、各供給場所に設置され

た計量器により行うものとする。

イ 計量は、毎月 1 日 0 時に行う。ただし、従前の契約で毎月 1 日 0 時以外に計量している施設については、発注者及び受注者で協議の上、取り決めるものとする。

#### (8) 電気料金等の算定期間

電気料金の算定は、1か月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）の使用電力量により算定する。

(9) 電気料金は、次に掲げる料金を合算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

##### ア 基本料金

本仕様書に規定する契約電力、基本料金単価及び力率から計算した金額（以下の算式による。）。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

##### イ 電力量料金

使用電力量に電力量料金単価一覧の料金を乗じて計算した金額（以下の算式による。）。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

##### ウ 燃料費調整額

使用電力量に当該地域を管轄する一般送配電事業者が算定した燃料費調整単価を乗じて計算した金額（以下の算式による。）。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

##### エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 36 条に基づく賦課金をいう（以下の算式による。）。

$$\cdot \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

$$= \text{使用電力量} \times \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価}$$

### 3 資格

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

### 4 提出書類

提出書類は、次に定める様式に必要事項を記入のうえ提出する。郵送入札を実施するため、提出方法は別紙 3 を参照すること。

(1) 入札書（様式第1号）

(2) 内訳書（様式第2号）

## 5 その他

### (1) 契約

ア 電気事業者との契約は、発注者の定めた契約書の様式とする。

イ 当該契約期間中に翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について削減又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

### (2) 使用電力の増減

発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

### (3) 契約電力の変更

ア 契約電力が 500 kW以上のものは、契約電力を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議の上、変更するものとする。

イ 契約電力が 500 kW未満のものは、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値に変更する。

### (4) 契約金額の変更

受注者の発電費用等の変動により契約金額を改正する必要が生じたときは、発注者、受注者協議の上、契約金額を変更することができる。

### (5) 支払

ア 受注者は、2(8)により算定された当該月分の料金を適格請求書により速やかに発注者に請求すること。

イ 請求書は、別紙1「対象施設一覧表」に示す施設ごとに作成し、郵送するものとする。また、請求額及び受電月報（30分データ）は、インターネットより閲覧及びダウンロードできるものとする。

ウ 支払方法は、施設ごとの口座振替とする。ただし、口座振替によりがたい場合は、協議の上、これを変更できるものとする。

### (6) 通信設備等

ア 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するため必要な計量器、通信装置その他附属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者の財産とし、設置工事については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の負担で設置する。

イ 通信設備等の取付場所は当該地域を管轄する一般送配電事業者と協議の

上、場所を選定し発注者が提供する。

ウ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者の負担で撤去する。

(7) 自家発電設備及び太陽光発電設備

別紙1のとおり

(8) 現供給者

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

(9) 協議

その他、仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者双方が誠意をもって協議の上解決するものとする。